

平成28年度 市・県民税兼国民健康保険税申告のお知らせ



- ◆申告期間：2月16日(火)～3月15日(火)
- ◆受付時間：午前9時～11時30分・午後1時～4時
- ◆受付場所：市役所2階ホール

混雑を避けるために指定日を設けました。申告期間終盤になりますと大変混み合いますので、指定日での申告にご協力ください。

<申告日程表>

受付日	指定区域	受付日	指定区域
2月16日(火)	野嵩、普天間、新城	3月 2日(水)	我如古、長田、志真志
2月17日(水)		3月 3日(木)	
2月18日(木)	喜友名、伊佐、大山	3月 4日(金)	
2月19日(金)		3月 7日(月)	
2月22日(月)	真志喜、宇地泊、大謝名	3月 8日(火)	宜野湾、愛知、神山、赤道、上原
2月23日(火)		3月 9日(水)	
2月24日(水)	嘉数、真栄原、佐真下	3月10日(木)	指定日に申告できない方
2月25日(木)		3月11日(金)	
2月26日(金)	指定日に申告できない方	3月13日(日)	
2月29日(月)		3月14日(月)	
3月 1日(火)		3月15日(火)	

※休日は閉庁ですが、3月13日(日)に限り申告受付を行います。

◆◆◆市・県民税の申告について◆◆◆

■市・県民税の申告が必要な方

平成28年1月1日現在宜野湾市に住所がある方で、平成27年中に収入があった方は申告してください。また、収入がない方でも国民健康保険税、介護保険料などの減免や軽減を受ける方は申告が必要です。

※次に該当する方は市・県民税の申告をする必要がありません。

- ①所得税の確定申告書を税務署または、沖縄商工会議所へ提出される方
- ②確定申告を電子申告（イータックス）される方
- ③給与所得のみで、勤務先などから給与支払報告書が市役所へ提出されている方
- ④年金所得のみで、日本年金機構などから公的年金等の支払報告書が市役所に提出されている方
- ⑤前年は収入がなく、宜野湾市内の親族に扶養されている方（その扶養している親族が扶養控除対象として申告されていること）

※ただし、③、④に該当する方で医療費控除等の各種控除を受ける場合は申告が必要です。

※営業・不動産・農業収入を申告される方へお願い

帳簿および領収書の確認がありますので申告の際には持参してください。また、収支内訳書も事前に作成してください（書類不備の場合、申告受付ができません）。

■申告に必要なもの（必須） 申告書（個人番号（マイナンバー）の記載は必要ありません）、印鑑

■申告に必要な書類など

- 給与所得者、公的年金所得者……源泉徴収票
- 障害をお持ちの方……障害者手帳など
- 営業所得者、不動産所得者……収支内訳書など
- 学生の方……学生証
- 国民健康保険・介護保険に加入の方……納付証明書
- 生命保険料や地震保険料の控除証明書
- 国民年金等に加入の方……社会保険料控除証明書
- 医療費控除を受ける方は、昨年中に支払った医療費の領収書（申告前に合計額を計算してください。）

問合せ：税務課 市民税係 ☎893-4411 内線225～228